

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策
及び施策におけるヒアリング項目

平成 23 年 11 月 24 日
消費者委員会

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	消費者庁	継続的に実施します。
80	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。
131	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第 11 条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。	消費者庁 公正取引委員会	継続的に実施します。
124	都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者庁	継続的に実施します。
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。 結果を踏まえ必要な措置を講じます。

施策番号 41

- Q 1 特定商取引法による平成 22、23 年度の処分実情とその傾向について示されたい。
- Q 2 高齢者を狙った特定商取引法違反案件で目立つ類型とその対策について説明されたい。
- Q 3 イラクディナールやスーダンポンドだけでなく、ベトナム・ドンやアフガニスタン・アフガニ等への両替による被害が多発しているが、どう対策するか。
- Q 4 特定商取引法の指定権利制の枠組を変えて、より柔軟かつ機動的に指定権利の範囲を拡大して、老人ホーム入居権などの新規投資詐欺事案への取り組みをしやすくすることはできないか、説明いただきたい。
- Q 5 高齢者などの社会的な弱者を狙い打ちにする悪質商法に対して特に行政処分や刑事罰を厳しくするような方策は検討できないか。

施策番号 80

- Q 1 平成 21、22、23 年度の指導・処分等運用状況について説明されたい。
- Q 2 食品、特に健康食品についての景品表示法の運用状況について説明されたい。
- Q 3 健康増進法の運用とはどう連携し、執行の実をあげる工夫をしているか。
- Q 4 薬事法違反との関係で、法執行上の工夫や連携、やりにくさ等はどうか。
- Q 5 美容医療をはじめとする医療分野での景品表示法違反についての運用状況について説明されたい。美容医療分野などでは、広告・表示の問題が散見されながらも景品表示法の執行が不十分であると思われるが、その原因についてどのように考えるか。例えば、他省庁の業法による法執行を前提とすることにより、消費者庁の法執行の有無に影響するようなことはないか。

施策番号 131

- Q 1 現在の公正競争規約の運用状況に関して、どの分野にどのような規約があるか。特にエステティック、カイロプラクティック、整体等の業界の規約、通信分野の規約はどうか。
- Q 2 過去の蜂蜜の表示偽装問題など、公正取引協議会が事業者擁護に働き、消費者の権利・利益確保の視点に乏しいと思われる状況もある。公正競争規約の制定や運用における消費者の参画、消費者視点での運用の工夫があれば紹介されたい。

施策番号 124

- Q 1 景品表示法、特定商取引法、JAS法での県の権限がバラバラで整合性がとれていないと思われるが、統一性を持たせて執行力を高めることはできないか。
- Q 2 公正取引委員会、経済産業省、農林水産省の各省庁の地方局と都道府県当局との連携は、それぞれどうなっているか。
- Q 3 特に農林水産省の 1700 人の食品Gメンとの連携を強化することによって、食品表示のあり方をもっと効率的に指導監視できないか。
- Q 4 各都道府県が処分し、そのあと他県や国が処分した例はどのような件があるか。平成 22、23 年度で答えられたい。
- Q 5 地方自治体による法執行強化のための職員研修の実績等について報告されたい。

施策番号 134

- Q 1 すでに行われている点検・評価の結果について具体的に報告されたい。
また、消費者庁に移管になった法令について、移管のあり方に問題はないか。
- Q 2 移管にならなかった法令について、今後移管した方がよいと考えられる法令はどうか。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について</p>	<p>消費者庁 文部科学省 関係省庁等</p>	<p>一部実施済み。 継続的に実施します。</p>

	検討を行います。		
90	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。	消費者庁 文部科学省	継続的に実施します。
93	新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。 また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。	文部科学省	継続的に実施します。
102	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。	総務省 文部科学省	継続的に実施します。

施策番号 87

- Q 1 消費者教育推進会議の現時点での到達点及び今後の予定について説明されたい。また、消費者教育を行う主体をどのように整理しているのか（ライフステージ別の実施主体が変わるのか）、全国のさまざまな実施主体が持っている教材やノウハウを今後どのように集約整理していくのかその見通しと時期について説明されたい。
- Q 2 消費者庁の「消費者教育推進会議」と文部科学省の「消費者教育推進委員会」との関係について、重なる部分と重ならない部分が見えにくい。それぞれに具体的な施策への反映について説明されたい。
- Q 3 消費者教育に関する法制の整備について、消費者教育の推進に関しては、既に議員立法として検討されているが、消費者庁ではこの法律策定にどのような関わりを持っているのか。目的、定義、基本理念について消費者委員会と共に積極的な議論をする方向性は考えていないのか、説明されたい。
- Q 4 消費者教育ポータルサイトについて、平成 21 年度に本格施行してからその充実に取り組んでいるが、その利用頻度等の検証について伺いたい。また、消費者教育に関する情報と知見の共有をポータルサイト以外の方法での検討をしているかどうか説明されたい。

施策番号 90

- Q 1 平成 23 年 2 月開催の消費者教育フェスタにおいて先進事例を紹介したのちに、さらなる推進体制の促進のため、具体的にどのような推進策を実施あるいは検討したのか示されたい。
- Q 2 消費者教育を推進するにあたり、地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携が重要であるが、調査結果からは、その連携強化の実態には課題が多いと思われる。今後、どのような働きかけをしていくのか説明されたい。

施策番号 93

- Q 1 教員の消費者教育に関する指導力の向上について、どのように把握できる体制にあるか示されたい。
- Q 2 消費者教育に関する新学習指導要領の周知と同時に、授業時間の確保が必要であると考えるが、現状について示されたい。

施策番号 102

- Q 1 生徒児童向けの講座の概要と実施状況について説明されたい。
- Q 2 保護者及び教職員を対象とした啓発講座実施からみえる課題とその対策について説明されたい。